

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

1. 結果の概要

- ◆実施期間:令和7年11月1日~11月30日
- ◆受付件数:合計 28件(6名)
- ◆意見件数:100件

2.意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
1	第2章 1 習志野市を取り巻く様々な変化 (2) 国の動向 地球温暖化対策計画	p.16	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の計画では国際的な1.5℃目標との整合は図られておらず、p.16では「世界全体での1.5℃目標との整合を図りつつ」と誤った記述をしている。 ・IPCCの第6次統合報告書で示される2050年までの削減経路では、直近で大きく下げ2050年に近づくにしたがって緩やかな削減となるルートであり、日本が示す一直線の削減目標とは異なる。 ・IPCCの第6次統合報告書におけるグラフと日本のNDCのグラフを並べ、日本の温暖化政策は誤った目標により進められているということを市民に説明してほしい。 	<p>ご指摘の「世界全体での1.5℃目標との整合を図りつつ」については、地球温暖化対策計画に関する環境省ホームページに基づく記載となります。</p> <p>また、ご意見にある国の削減目標とIPCCに示される温室効果ガス削減ルートとの関係については、パリ協定をはじめとする国際的な枠組みが存在することは認識しておりますが、国の削減目標の設定や国際目標との整合性の評価は国において検討・判断される事項であると考えております。</p> <p>本市としては、国の方針や目標を前提としつつ、地域の特性を踏まえた取り組みを進めていく方針であり、当項目ではその前提となる国の計画及び目標を示させていただきます。</p>
2	第2章 1 習志野市を取り巻く様々な変化 (2) 国の動向 地球温暖化対策計画	p.16	<p>地球温暖化対策計画について、「世界全体での1.5℃目標との整合を図りつつ」との記載は誤りになるため、整合していないことを記すべきである。</p> <p>【改善案】</p> <p>日本における温暖化対策においては、アンモニアなどの混焼や、漏洩問題が指摘されているCCSに頼ることによって、化石燃料の延命化を図っており、これが世界的批判を浴びて締約国会議(COP)では6年連続「化石賞」受賞という大変不名誉な事態に陥っています。このため世界全体での1.5℃目標との整合性は図られず、地方自治体である習志野市も財政面からその影響は免れず、政府の目標に追いつけずを得ない状況が続いています。</p>	<p>【No.1と同上】</p> <p>ご指摘の「世界全体での1.5℃目標との整合を図りつつ」については、地球温暖化対策計画に関する環境省ホームページに基づく記載となります。</p> <p>また、ご意見にある国の削減目標とIPCCに示される温室効果ガス削減ルートとの関係については、パリ協定をはじめとする国際的な枠組みが存在することは認識しておりますが、国の削減目標の設定や国際目標との整合性の評価は国において検討・判断される事項であると考えております。</p> <p>本市としては、国の方針や目標を前提としつつ、地域の特性を踏まえた取り組みを進めていく方針であり、当項目ではその前提となる国の計画及び目標を示させていただきます。</p>
3	第4章 2 施策 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 現状と課題③ グラフ 再生可能エネルギー設備の発電量等の比較	p.28	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所のグラフについて、再生可能エネルギーのポテンシャルにソーラーシェアリングは入っているのか。入っている場合は「屋根置きとソーラーシェアリングの合計」などの様な注意書き、入っていない場合は追加すべきであるし、入れないならばその理由の記載がほしい。 ・蓄電池による効果(昼発電した電力を夜間に使用する)は入っているか。入っていないのであれば、入れた場合のグラフを示すべきである。 ・ペロブスカイトを用いることで設置面積の増加が見込まれるが、その効果もグラフに加えられると良い。 	<p>ご指摘のグラフにおける「再エネ(ポテンシャル)」について、こちらは太陽光発電の土地系(荒廃農地での設置を想定)における発電量を含むものとなっています。</p> <p>しかしながら、当該グラフは本市の電力需要・再エネポテンシャル全量・そのうち導入済みの量の規模感を分かりやすく共有することを目的として作成しており、ご意見の注釈はグラフが煩雑化し、かえって理解を妨げる恐れがあります。そのため、ご意見については今後、再生可能エネルギーについて詳細に市民の方々へ説明する際などの参考とさせていただきます。</p> <p>また、蓄電池の効果も認識しているところですが、当該グラフの趣旨から外れるものと考えますことから、その具体的数値については本計画の策定において推計を行っておりません。</p> <p>ペロブスカイト太陽電池についてはまだ実証段階の技術であるため、本市における導入可能性や効果について、動向を注視してまいります。</p>

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
4	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 現状と課題③	p.29	緩和策及び適応策が両輪であることを踏まえ、基本目標1のタイトルにも「緩和策」を入れ、「緩和策と適応策で脱炭素社会の実現をめざすまち」とした方がいいのではないか。	緩和策と適応策は、どちらも地球温暖化対策となりますが、緩和は温室効果ガスの削減、適応は地球温暖化による影響の回避・軽減と役割が異なるものです。基本目標1では、「脱炭素社会の実現(=緩和策)と気候変動への適応(=適応策)をめざすまち」として、両輪の関係であることを意識して設定しております。
5	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策1 取り組み1-① ■省エネルギー設備等の普及促進	p.30	「省エネルギー設備等の普及促進」1つ目の取り組みについて、「省エネルギー設備等」だけでは分かりづらい。また、目標を併記し、検証しやすいものにすべきである。 【追加案】 上記補助制度に関しては、断熱工事、省エネ機器への入れ替えを想定しています。目標 断熱工事 全世帯のうち〇〇%(目標年度は2030年とする) 省エネ機器入れ替え 各家庭において入れ替え時期になったものに対して実施	ご指摘の施策における「補助制度の実施」とは、現在、本市で行っている「住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金」を想定しております。現在の補助対象としては、ご指摘の通り断熱工事・省エネ機器が含まれるものとなっておりますが、今後、市民のニーズに応じて対象機器・設備は見直す可能性があることから、「省エネルギー設備等」と幅を持たせた表現としております。 また、目標としてはp.35に指標「住宅用省エネルギー設備等導入に係る補助金交付件数」を設定しています。本市としても当補助制度の活用を推進しておりますが、あくまで市民の方から申請いただくものであるため、どの設備へ何件の申請をいただくかは年によりばらつきが生じるものとなっております。そのため、個々の設備を具体化した指標設定については、これまでの申請状況を鑑みるに避けるべきと考えており、上記の「交付件数」としての指標設定に至っております。
6	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策1 取り組み1-① ■省エネルギー設備等の普及促進	p.30	「省エネルギー設備等の普及促進」2つ目の取り組みについて、目標を併記し、検証しやすいものにすべきである。 【追加案】 目標 100%	事業者における省エネルギー設備の導入は、温室効果ガス排出量の削減に向けて重要な取り組みであると認識しています。 一方で、事業者の設備導入状況を把握するためにはアンケート調査等による方法が想定されますが、これを指標として毎年度把握することは、調査に係る費用や事務負担、事業者の回答負担、さらには回答結果の精度の確保といった点から、進捗管理の指標として適切とは言えないと考えています。 こうした点を踏まえ、事業者における省エネ設備の導入について、本市としては指標として数値管理するのではなく、情報提供や支援策等を通じて取り組みの促進を図っていくこととしています。
7	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策1 取り組み1-① ■省エネルギー設備等の普及促進	p.30	「省エネルギー設備等の普及促進」3つ目の取り組みについて、「検討」では実質的な目標に向かって動き出す姿勢とは思えない。 【改善案】 市域における省エネルギー設備等の普及に資する取り組みの検討を令和8年度内に行い、翌年より実施いたします。	本計画は、習志野市の環境施策の方向性を示すことを目的とした計画であり、個別の取り組みについて、実施年度をあらかじめ確定して記載するものではありません。計画案における「検討」という表現は、社会情勢や技術動向、市民・事業者の状況等を踏まえながら、より効果的な手法を選択し、段階的に取り組みを進めていくことを意図したものです。 ご意見の趣旨を踏まえ、本計画に基づき施策の検討を進めるとともに、具体的な取り組みについては今後の事業実施や進行管理の中で判断し、適切に展開してまいります。
8	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策1 取り組み1-② ■脱炭素ライフスタイルの推進	p.30	「脱炭素ライフスタイルの推進」1つ目の取り組みについて、市民の目を集め、関心と意識を高める。 【追加案】 市役所1階及び2階に電光掲示板を設置し、直近の市域におけるCO2排出量とその削減量を各部門別に表示し、市民の意識を高めます。	地球温暖化に関する情報発信や意識啓発は、市民一人ひとりの行動変容につなげていく上で重要であると認識しています。 市庁舎における電光掲示板はG階と1階に設置しており市庁舎の太陽光発電量などの情報発信をしております。 その他にも、本計画では市ホームページや広報、イベントなど様々な媒体や機会を通じた情報発信・啓発により、市民の方々の地球温暖化対策への理解と関心の向上を図ってまいります。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
9	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策1 取り組み1-② ■脱炭素ライフスタイルの推進	p.30	「脱炭素ライフスタイルの推進」2つ目の取り組みについて、目標を併記することで検証しやすいものにする。 【追加案】 目標 市民を集めた勉強会開催 年間60回以上 各種イベント・キャンペーン 年間12回以上実施	意識啓発に関連する指標としては、「環境教育・環境学習」のくくりとして計画案p.60に記載しています。 また、実施件数等は本市の現状を踏まえて設定しており、今後、市民のニーズなどを踏まえて本計画の進行管理の中で必要に応じて見直し等を図ってまいります。
10	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策1 取り組み1-③ ■公共施設における省エネルギー化の推進	p.30	「公共施設における省エネルギー化の推進」1つ目の取り組みについて、目標を併記することで検証しやすいものにする。 【追加案】 目標 電気使用量 ○○%削減 ガス使用量 ○○%削減 水道使用量 ○○%削減 コークス使用量 ○○%削減 公用車燃料 ○○%削減 その他 ○○%削減	公共施設におけるエネルギーの削減については、市自らの事務事業に係る地球温暖化対策の方向性を定める計画「習志野市地球温暖化対策実行計画-職員による第4次行動-」の中で目標値を設定し、進行管理を行っています。 本計画は習志野市の環境施策の方向性を示すことを目的とした総合的な計画であるため、市の事務事業や緑といった個別計画を策定する項目については、本計画と方向性などの整合性は図りながら、それぞれの個別計画の中で詳細な施策・目標設定などを行ってまいります。
11	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策1 取り組み1-③ ■公共施設における省エネルギー化の推進	p.30	「公共施設における省エネルギー化の推進」2つ目の取り組みについて、都市ガスから再エネに切り替えることでCO2排出量をさらに低くすることができる。 【追加案】 都市ガスに関しては令和○○年度までに電化し、オール電化を目指します。	再エネ電気の利用拡大や電化の推進は、温室効果ガス排出量の削減に向けて有効な手段の一つであると認識しています。 一方で、公共施設は災害時の防災拠点としての役割を担う施設であることから、停電等のリスクを踏まえたエネルギー供給の確保や、レジリエンスの観点が必要となります。 また、都市ガスについてもカーボン・オフセット都市ガス等の導入が各地で進められており、脱炭素化に向けた選択肢の一つと位置付けられています。 こうした点を踏まえ、公共施設におけるエネルギー利用については一律のオール電化を前提とするのではなく、防災性や施設特性を考慮しながら、再生可能エネルギーの導入や省エネ化を含めた最適な手法を検討してまいります。
12	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策1 取り組み1-③ ■市役所における省エネルギー行動の率先	p.30	「市役所における省エネルギー行動の率先」3つ目の取り組みについて、具体的な事例と数値を示す。 【改善案】(追加) 現在、南房総市との間で森林整備事業等に関する協定を締結し、これは市域CO2全排出量の○○%の吸収量に相当します。	本計画では、森林整備を含む取り組みについて、市の環境施策の方向性を示す観点から記載しており、個別の事業内容や具体的な数値、事例までを詳細に示すことは行っていません。 ご意見にある南房総市との協定を含め、他自治体との連携による森林整備などについては、広報やホームページ等を通じて分かりやすい情報提供に努めております。
13	第4章 2 施策 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策1 省エネルギー化	p.30~31	省エネルギーに最も貢献するである「断熱」という言葉が全く出てこないが、これから人々が安心安全に住むまちづくりにおいて重要施策となる。この項目で「断熱」についての記述を求める。	断熱は省エネに資するものとして認識しておりますが、建築物に関する取り組みの観点としては「まちづくり」と関連が深く、本計画においてはp.32の「取り組み3-① エネルギーを効率的に使う建築物の普及」に記載しております。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
14	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策1 取り組み1-③ ■公共施設の省エネルギー化の推進	p.31	「公共施設の省エネルギー化の推進」1つ目の取り組みについて、現状の件数・割合を知らせて全体的なイメージを掴みやすくする。 【追加案】 2025年時点で予定されている施設の新築は〇〇件です。また、改修は〇〇件であり、全施設の〇〇%に当たります。今後新たに新築や改修が発生した場合には、その都度HPまたは広報習志野でお知らせします。	公共施設における省エネルギー化の推進は、市が率先して脱炭素化に取り組む上で重要な取り組みであると認識しています。 本計画では、公共施設の新築や改修にあたって省エネ化を図るという基本的な方向性を示すことを目的としており、個別施設ごとの新築・改修件数や割合といった詳細な情報までは記載しておりません。公共施設ごとに省エネ化に係る工事内容は異なるため、単純な施設数等を計画書に掲載することは適切ではないと考えます。また、公共施設の整備状況に関する今後の情報発信については、市民や事業者にとっての必要性や分かりやすさを踏まえ、内容や方法を適切に選択することが重要であると考えています。 本市としては、これからも新築工事や長寿命化改修工事等を通じて公共施設の省エネルギー化に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供に努めてまいります。
15	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策1 取り組み1-③ ■公共施設の省エネルギー化の推進	p.31	「公共施設の省エネルギー化の推進」2つ目の取り組みについて、ハイブリッド自動車や燃料電池車は喫緊の温暖化対策に適さない。 【改善案】 入れ替え時期に近づいた公用車を電気自動車(再生エネ発電利用)に切り替えます。目標 公用車に占める割合の〇〇%	電気自動車の導入は、再生エネ電力と組み合わせることで、温室効果ガス排出量の削減に資する有効な手段であると認識しています。 一方で、本計画に位置づけている「次世代自動車」は、国における「電動車」の考え方と整合を図っており、電気自動車に加え、ハイブリッド自動車や燃料電池自動車等も含めたものとしています。 公用車については、日常業務に加え、災害時の対応やレジリエンスの確保といった観点も重要であることから、特定の車種に一律に限定するのではなく、車両の用途や特性、エネルギー供給の多様性等を踏まえながら、脱炭素化に向けた導入を進めていくことが適切であると考えています。
16	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策2	p.31	国の目標が国際的枠組みに合致していない問題があり、これを改善する必要がある。また、市では電力会社や電力小売会社を確保することが重要であり、なければ市が中心となって作ることが望ましい。 【改善案】 二酸化炭素の排出につながらないクリーンなエネルギーとして、再生可能エネルギーの利用を推進します。国が国際的な合意に基づく温暖化対策に整合しない形で政策を進めているため、習志野市としては千葉県などと協力して国に対し国際的な枠組みに沿った目標・施策の再設定を促していきます。市としては民間と協力して再生エネによる電力会社を立ち上げ、再生可能エネルギー設備の導入加速を図り、資金調達や電力設備の維持管理など電力関連事業の地産地消を進めることで、地域経済活性、職住接近(コンパクトシティ)や失業率改善など地域の問題解消へ向けた取り組みも推進できると考えています。再生可能エネルギー由来の電力のみならず地域貢献も視野に入れた活動を行うことで、それが結果的に再生可能エネルギーの利用拡大につながるよう図ってまいります。また、避難所等への再生可能エネルギー設備の導入により、災害時のエネルギー確保にもつなげます。	ご意見にある国の削減目標と国際的枠組みとの関係については、パリ協定をはじめとする国際的な枠組みが存在することは認識しておりますが、国の削減目標の設定や国際目標との整合性の評価は国において検討・判断される事項であると考えております。本市としては、国の方針や目標を前提としつつ、地域の特性を踏まえた取り組みを進めていく方針です。 また、再生可能エネルギーの普及に向け、民間事業者との協力を含め、市が発電事業や電力小売事業に関与すべきとのご意見につきましては、その重要性について認識しております。 一方で、電力市場の動向や価格変動等などの経営リスクを伴う事業となるため、市が中心となって発電事業等に関与することには慎重な判断が必要であると考えております。本市としましては、市が自ら事業主体となるのではなく、民間事業者と連携の下、公共施設における再生エネ設備の導入や再生エネ電力の調達、実証事業のフィールド提供を通じて、再生可能エネルギーの普及促進を図ることが現実的かつ効果的であると考えており、現時点で、市が中心となって発電事業等を行う予定はありません。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
17	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策2 取り組み2-① ■市域における再生可能エネルギーの利用拡大	p.31	【追加案】 導入目標 家庭 ○○件(全世帯の○○%) 情報提供目標 100%	家庭や事業者における再生可能エネルギー設備や蓄電池設備の導入は、温室効果ガス排出量の削減に向けて重要な取り組みであると認識しています。 一方で、設備導入状況を把握するためにはアンケート調査等による方法が想定されますが、これを指標として毎年度把握することは、調査に係る費用や事務負担、市民や事業者の回答負担、さらには回答結果の制度の確保といった点から、進捗管理の指標として適切とは言い難いと考えています。 こうした点を踏まえ、再生可能エネルギー設備等の導入について、本市としては指標として数値管理するのではなく、情報提供や支援策等を通じて取り組みの促進を図っていくこととしています。 また、情報提供については、「環境教育・環境学習」の観点からp.60に指標を掲載しております。
18	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策2 取り組み2-① ■市域における再生可能エネルギーの利用拡大	p.31	「市域における再生可能エネルギーの利用拡大」2つ目の取り組みについて、日本の非化石証書には、石炭火力にもつけられるという大きな問題があるが、今回は改善案として提出しない。	非化石証書に関する制度的な課題については認識しております。 本市としては、エネルギーの脱炭素化に取り組むため、再生可能エネルギーやカーボンニュートラルガスなど、脱炭素なエネルギーの活用を推進してまいります。
19	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策2 取り組み2-① ■市域における再生可能エネルギーの利用拡大	p.31	「市域における再生可能エネルギーの利用拡大」3つ目の取り組みについて、「検討」で止まっているはカーボンニュートラルにたどり着かない。 【改善案】 市域における再生可能エネルギー設備等の普及に資する取り組みの検討を令和8年度に行い、その後速やかに普及活動に移行します。	本計画は、習志野市の環境施策の方向性を示すことを目的とした計画であり、個別の取り組みについて、実施年度をあらかじめ確定して記載するものではありません。計画案における「検討」という表現は、社会情勢や技術動向、市民・事業者の状況等を踏まえながら、より効果的な手法を選択し、段階的に取り組みを進めていくことを意図したものです。 ご意見の趣旨を踏まえ、本計画に基づき施策の検討を進めるとともに、具体的な取り組みについては今後の事業実施や進行管理の中で判断し、適切に展開してまいります。
20	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策2 取り組み2-① ■公共施設における再生可能エネルギー等の利用推進	p.31	「公共施設における再生可能エネルギー等の利用推進」1つ目の取り組みについて、「検討」で止まっているは最終的なカーボンニュートラルにたどり着かない。 【改善案】 公共施設における再生可能エネルギー設備や蓄電池設備の導入を令和8年度に行い、令和9年度より実施します。 目標 ○○件(全施設の○○%)	【No.19と同上】 本計画は、習志野市の環境施策の方向性を示すことを目的とした計画であり、個別の取り組みについて、実施年度をあらかじめ確定して記載するものではありません。計画案における「検討」という表現は、社会情勢や技術動向、市民・事業者の状況等を踏まえながら、より効果的な手法を選択し、段階的に取り組みを進めていくことを意図したものです。 ご意見の趣旨を踏まえ、本計画に基づき施策の検討を進めるとともに、具体的な取り組みについては今後の事業実施や進行管理の中で判断し、適切に展開してまいります。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
21	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策2 取り組み2-① ■公共施設における再生可能エネルギー等の利用推進	p.31	「公共施設における再生可能エネルギー等の利用推進」2つ目の取り組みについて、いつから始めるのか明記すべきである。 【改善案】 新たに建設予定の清掃工場について、余熱利用により発電した電力の有効活用を令和8年度に検討し、建設と同時に実施します。どのような設備にするかは市民からの意見を参考にします。	本計画は、習志野市の環境施策の方向性を示すことを目的とした計画であり、個別の取り組みについて、実施年度をあらかじめ確定して記載するものではありません。なお、清掃工場は廃棄物を安全かつ安定的に処理するため、関係法令や環境基準、技術的要件に基づき、必要な設備を備えることが求められる施設です。ただし、現清掃工場(芝園清掃工場)では、平成14年の稼働から余熱利用による発電・自家消費を行っており、新清掃工場でも発電した電力の利用については、同様の取り組みを計画しています。発電にあたっては、廃棄物を処理する際に発生する高温のガスを冷却し、その熱を高効率にエネルギー変換することを目的に排熱ボイラーから発生する蒸気を用いてタービンを廻す一連の設備となっており、高効率に発電するためには、他の設備を選択する余地はないものとなります。一方で、施設整備にあたっては、環境影響評価を実施し、市民の理解を得ながら進めていくことが重要であると考えています。
22	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策2 取り組み2-② ■エネルギーの安定供給の促進	p.31	「エネルギーの安定供給の促進」1つ目の取り組みについて。 ※多少文言を変えて施策1に入れても良い。 【追加案】 併せて校舎においては最上階、窓及びその壁面、体育館においては床、窓の断熱工事も行い、普段の授業でも快適な環境で授業を受けられるようにします。また、避難時の生活で災害関連死が起きないように環境整備をします。 目標 再生可能エネルギー設置〇〇% 蓄電池設置 〇〇% 断熱工事施工 校舎〇〇% 体育館〇〇%	公共施設の断熱化は、省エネルギー化や災害時のレジリエンスの向上の観点などからも重要な取り組みであると認識しています。一方で、計画案p.31に記載している「エネルギーの安定供給の促進」は、再生可能エネルギー設備等の導入を通じてエネルギー供給の確保を図ることを主な目的としており、建築物の断熱性能の内容までを包含するものではありません。そのため、本計画においては、当該項目に断熱化や避難生活環境の整備に関する取り組みや指標を追加することは行っていませんが、いただいたご意見の取り組みについて、防災や施設整備に関する他の計画や施策と連携しながら、適切に検討・推進してまいります。
23	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策3	p.32	市民任せでCO2の大幅な削減は達成できないため、行政として市民を後押しする施策が必要である。 施策3の方針について、以下の改善案を示す。 【改善案】 二酸化炭素排出量の中長期的かつ大幅な削減を進めるために、エネルギー効率の良い建築物の普及や環境負荷の少ない交通サービスの確保を図っていきます。建築物や交通手段等は個々の選択によるものとなるため、市では市民や事業者へ向けて、情報提供や普及啓発、並びにEV自動車の充電設備の普及と断熱工事やEV自動車購入時に補助を行っていきます。	本市では、ご意見にある電気自動車の充電設備、住宅の断熱化、電気自動車等の補助制度を実施しておりますが、ご意見の箇所は施策3における全体的な方向性を示すことを目的としており、具体的な支援内容を列挙するものではありません。また、補助制度は社会情勢や技術動向、財政状況などを踏まえながら、年度ごとに事業内容を見直し、変更される可能性があるものであるため、本項目では包括的な表現に留めています。
24	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策3 取り組み3-① ■エネルギー効率の良い建築物の普及促進	p.32	「エネルギー効率の良い建築物の普及促進」1つ目の取り組みについて、「長期優良住宅」は市民にとって導入後の負担となる可能性があり、断熱等級に置き換えた方が分かりやすく導入も進むと考える。 【改善案】 断熱性能4以上の導入工事に対して補助を行います。 目標 〇〇件(全世帯の〇%)	長期優良住宅認定制度は、断熱等級だけでなく、劣化対策や耐震等級など複数の認定基準を定め、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅を確保することを目的とした国が定めている認定制度であります。ご指摘の通り、住宅の断熱性能は重要な要素の一つですが、長期優良住宅は断熱性能を含めた総合的な住宅性能を評価する制度であり、本計画では、国の制度との整合性や分かりやすさの観点から、長期優良住宅を用いて取り組みを整理しています。また、世帯への導入件数については、把握に係る事務負担や数値の精度等の点から、計画の進捗管理に用いる指標としては適切でないと考えており、本計画では設定していません。本市では引き続き、国の制度等を踏まえながら、住宅の省エネルギー化や環境性能の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
25	第4章 2 施策 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策3 脱炭素なまちづくり	p.32	「長期優良住宅」について、定期的なメンテナンスや申請時の費用などの面から、脱炭素を目指すための取り組みとしてふさわしくないと考える。市としてこれに取り組むのであれば、誤解のないようメリット・デメリットを説明するべきである。	長期優良住宅については、住宅の長寿命化や省エネ性能の向上を通じて、環境負荷の低減に資する制度として位置づけられています。 一方で、ご指摘の通り、維持管理や申請に係る負担等が生じる場合があることも認識していますが、長期優良住宅の認定を受けた住宅は、住宅ローンの金利引き下げ、税の特例や地震保険料の割引等を受けることができるなどのメリットもあります。 本計画は、市の環境施策の方向性を示すことを目的とした計画であることから、個別制度の詳細なメリット・デメリットまでを記載するものではありませんが、市としては、市民が住宅に関する選択を行う際、誤解が生じないよう、必要に応じて適切な情報提供に努めてまいります。
26	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策3 取り組み3-① ■エネルギー効率の良い建築物の普及促進	p.32	「エネルギー効率の良い建築物の普及促進」3つ目の取り組みについて、「検討」で止まっているはカーボンニュートラルにたどり着かない。断熱との違いが分かりにくいので、具体的な項目があればそれも表示した方が良い。 【改善案】 市域におけるエネルギー効率の良い建築物の普及に資する取り組みの検討を令和8年度に行い、令和9年度より実施します。	本計画は、習志野市の環境施策の方向性を示すことを目的とした計画であり、個別の取り組みについて、実施年度をあらかじめ確定して記載するものではありません。計画案における「検討」という表現は、社会情勢や技術動向、市民・事業者の状況等を踏まえながら、より効果的な手法を選択し、段階的に取り組みを進めていくことを意図したものです。 また、「エネルギー効率の良い建築物」について、具体的にはZEHやZEB、断熱化した建物などが含まれますが、今後の技術革新を見据え、本市としては省エネに資する建築物であれば様々な選択肢を検討していきたいと考えており、このような表現を用いています。
27	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策3 取り組み3-② ■公共交通機関の利用促進	p.32	「公共交通機関の利用促進」1つ目の取り組みについて、習志野市だけでは効率的な運行経路が築けない。また共同運行とすることで経費削減を図ることができる。 【追加案】 コミュニティバスについては近隣の船橋市・八千代市・千葉市との市域にも乗り入れるような形で共同運行を図り、市民の足として利便性を高めます。	本市の公共交通機関としては、JR線、京成線の鉄道5路線が軸となり、7駅が設置されています。また、バス路線については、JR津田沼駅を中心に多くの路線バスが運行されており、さらに、路線バスを補完する形でコミュニティバスも運行されているため、比較的充実した公共交通網が形成されているものと認識しております。 このコミュニティバスの運行にあたっては、実証運行による課題の抽出と計画の見直しを繰り返し、移動利便性・事業の採算性・定時性の確保が図れるルートとして現在の形態となっております。 これらのことから、現状において近隣市との共同運行など広域的な連携の予定はございません。
28	第4章 2 施策 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策3 脱炭素なまちづくり	p.32	公共交通機関の利用促進について、市内のみの公共交通機関では面積の小さい習志野市として効果が薄いため、近隣市(船橋市/八千代市/千葉市)との共通路線をつくってほしい。	【No.27と同上】 本市の公共交通機関としては、JR線、京成線の鉄道5路線が軸となり、7駅が設置されています。また、バス路線については、JR津田沼駅を中心に多くの路線バスが運行されており、さらに、路線バスを補完する形でコミュニティバスも運行されているため、比較的充実した公共交通網が形成されているものと認識しております。 このコミュニティバスの運行にあたっては、実証運行による課題の抽出と計画の見直しを繰り返し、移動利便性・事業の採算性・定時性の確保が図れるルートとして現在の形態となっております。 これらのことから、現状において近隣市との共同運行など広域的な連携の予定はございません。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
29	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策3 取り組み3-② ■歩行者・自転車利用環境の維持・向上	p.32	「歩行者・自転車利用環境の維持・向上」1つ目の取り組みについて、具体的な案を複数示すべきである。 【追加案】 津田沼駅周辺の幹線道路の車線を減らし、歩道幅を広くします。	歩行者や自転車の利用環境向上は、環境負荷の低減を含めたまちづくりの観点から重要であると認識しています。 一方で、幹線道路の車線構成や歩道幅の変更については、交通管理や道路管理の観点から多くの関係者との調整が必要であり、個別の道路ごとに慎重な検討が求められる事項です。 本市としては、自転車が安全に通行できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車の利用環境を創出するため、自転車通行空間の整備と併せ、全ての道路利用者に自転車の交通ルールを徹底させるため、自転車の走行する位置・向きを示す、青い矢羽根を計画路線に設置していく方針ですが、車道を減少させての整備は考えておりません。 今後も歩行者・自転車環境の維持・向上に向けて、関係部署や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。
30	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策3 取り組み3-② ■次世代自動車の普及促進	p.32	「次世代自動車の普及促進」1つ目の取り組みについて、ハイブリッド自動車はCO2排出を前提に作られており、世界的な取り組みと合致しない。 【改善案】 市域における電気自動車の普及促進に向け、周知・啓発を行います。 目標 ○○%	電気自動車の導入は、再エネ電力と組み合わせることで、温室効果ガス排出量の削減に資する有効な手段であると認識しています。 一方で、本計画に位置づけている「次世代自動車」は、国における「電動車」の考え方と整合を図っており、電気自動車に加え、ハイブリッド自動車や燃料電池自動車等も含めたものとしています。 また、本市では電気自動車の利用環境の充実に向けて集合住宅用充電設備への補助を実施しています。現状では、充電環境が十分でないことを踏まえつつ、環境負荷の低減を図るため、電気自動車とともにハイブリッド自動車などの普及を進めております。
31	第4章 2 施策 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策3 脱炭素なまちづくり	p.32	全般的な取り組みにおいて「検討します」の表現が多すぎるほか、目標も中途半端に感じる。例えば鳥取県が行っている様な建築物に関する独自の断熱等級の設定、事業者向け説明会の開催など、具体的な行動が分かるものにすべきである。	本計画は、習志野市の環境政策の方向性を示す総合的な計画であり、社会情勢や技術動向の変化、市民等のニーズに柔軟に対応しながら施策を展開していくことを重視しています。 そのため、計画においては具体的な制度内容や手法をあらかじめ固定するのではなく、「検討」や「促進」といった表現を用いることで、取り組みの幅や将来的な選択肢を確保しています。 ご意見にある具体的な行動については、今後の施策の検討や事業実施の中で、本市の実情を踏まえながら設定を行ってまいります。
32	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策4 取り組み4-① ■継続的なモニタリング・情報収集	p.33	「継続的なモニタリング・情報収集」1つ目の取り組みについて、市民の持つ情報を活かすべきである。 【改善案】 市域で生じている気候変動の影響や将来予測される影響について、国や千葉県、周辺自治体、市民等と連携し、情報収集を図ります。	市民の方々が日常生活の中で把握している地域の状況や変化に関する情報は、現状を把握する上で有用な場合があると認識しています。 一方で、本計画p.33に記載する連携主体は、安定的かつ体系的な情報提供を行うことを前提としたものであり、市民からの情報提供とは性格が異なるものとなります。 本計画において、情報収集の連携主体として市民の明示は行いませんが、市民から寄せられる情報についても参考として活用していくことを想定しています。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
33	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策4 取り組み4-② ■ 市民、事業者への周知啓発	p.33	「市民、事業者への周知啓発」1つ目の取り組みについて、主体的に見なければたどり着けないものではなく、だれもが目にする回覧板や市役所を利用した人が目に触れやすいよう電光掲示板(広告内容が動いたり点滅するもの)で表示する。 【改善案】 広報習志野やホームページによる情報発信、また回覧板などにより、気候変動への適応について周知啓発を図ります。	誰もが目にしやすい媒体や機会を通じて情報発信を行うことは、いずれの取り組みにおいても普及啓発の観点から重要であると認識しています。 一方、ご意見をいただいた回覧板については、基本的に町内会や自治会に所属する世帯で回覧されるものとなりますが、近年は共働き世帯の増加などを背景に、自治会などに所属せず、回覧板を見ないご家庭が増えていると想定されます。 施策としては「広報習志野やホームページ」と記載しておりますが、本市としては様々な手段を通じて情報発信を行っていく方針としており、その具体的な手法や媒体については取り組みの実施に際して検討してまいります。
34	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策4 取り組み4-③ ■ 農業に係る対策	p.33	「農業に係る対策」1つ目の取り組みについて、行動を伴わなければ何もしていないのと同じである。また、売電による収入で農家の所得を上げ、持続可能な農業を実現する必要がある。 【改善案】 国や千葉県、研究機関等と連携し、気候変動に伴う病害虫の増加等に関する情報収集及び対策の検討、またそれを踏まえた上での有効な対策を行います。 【追加案】※施策2の方が良いかもしれない ソーラーシェアリングなど農地と発電を組み合わせた施策を推進します。	計画案における「検討」という表現は、社会情勢や適応に係る新たな情報等を踏まえながら、より効果的な手法を選択し、段階的に取り組みを進めていくことを意図したものです。 ご意見の趣旨を踏まえ、本計画に基づき施策の検討を進めるとともに、具体的な取り組みについては今後の事業実施や進行管理の中で判断し、適切に展開してまいります。 「病害虫の増加等に関する情報収集」について、関係機関との連携により収集した情報は、農業者への提供・注意喚起を行っており、今後も継続して実施してまいります。 次に、「ソーラーシェアリングなど農地と発電を組み合わせた施策」について、農地の有効活用や農業経営の安定化を促進するメリットがあると認識しています。一方で、農作物の収穫量減少や営農が適切に実施されていない現状も見受けられることから、施策として推進する予定はありませんが、今後の動向を注視してまいります。
35	第4章 2 施策 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 施策4 気候変動への適応	p.34	熱中症対策について、貧困世帯の住宅に市が断熱工事を施す、補助金を出すなど貧困対策を行ってほしい。また貧困対策の文言を追加すべきである。	ご意見にある住宅の断熱性の向上は、熱中症対策として有効な側面がある一方で、特定の世帯を対象とした支援の在り方については、福祉や住宅施策等の分野と連携しながら、総合的に検討されるべき課題であると考えます。 本計画は環境施策の方向性を示すことを目的とした計画であることから、貧困対策を明示的に位置付けることや、対象を限定した支援策を記載することは行っていませんが、今後も関係部署等と連携しながら、気候変動による影響への対応を進めてまいります。
36	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 指標 施策1の指標	p.35	国の目標に合わせることは世界が求めている数値からの逸脱であり、自治体としてはIPCCに沿った削減目標を立てるべきである。次世代に対し生きることままならない環境を渡さないよう、自治体として積極的な姿勢が必要であり、目標も高く設定すべきである。 【改善案】 市域における温室効果ガス排出量 281.6千t-CO2(平成25(2013)年度比▲65.1%)	ご意見にある国の削減目標とIPCCに示される温室効果ガス削減ルートとの関係については、パリ協定をはじめとする国際的な枠組みが存在することは認識しておりますが、国の削減目標の設定や国際目標との整合性の評価は国において検討・判断される事項であると考えております。 本市としては、国の方針や目標を前提としつつ、地域の特性を踏まえた取り組みを進めていく方針です。
37	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 指標 施策1の指標	p.35	「市域における温室効果ガス排出量」の目標年度について、2033年度と書かれるとその年度に達成する数値だと誤解が生じる。 計画目標年度は2030年度で問題ない。	指標における目標年度について、進行管理の観点から、「値を把握できる年度」と「その値がいつ時点のものか」にずれがある場合、その旨を明記する必要があると考えております。 そのため、ご指摘の箇所では『『市内の温室効果ガス排出量』の目標値は、令和15(2033)年度時点で把握可能な最新値である令和12(2030)年度値とする。』として、値を把握できる年度が2033年度、その値がいつ時点のものかは2030年度であるとの記載にしております。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
38	第4章 2 施策 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち指標	p.35	・施策1の指標「市域における温室効果ガス排出量」について、全体目標だけでなく、部門別に分けた目標を設定すべきである。 ・例えば情報提供では、1年間に何回、何万人の市民に対して行うのか、またその方法などが記されるべきであり、施策1以外も含めてすべて同じである。 ・施策2の指標については、公共施設だけでなく、家庭や事業所についても部門別に分け、目標を記載すべきである。 ・施策3の指標として、ZEH/ZEBの割合を全建物に対していつまでに何%とするのかを設定すべきである。	<p>【施策1の指標「市域における温室効果ガス排出量」について】 温室効果ガス排出量については、産業、業務、家庭、運輸などの各部門が相互に関連しており、また本市における排出量の把握方法は千葉県からの按分が基本となることから、県全体での社会経済情勢やエネルギー構成の変化等の影響を受けやすく、計画において部門別の数値目標を設定することは難しい面があります。 一方で、本計画では部門ごとの排出状況や本市ならではの課題を認識した上で、それぞれの特性に応じた施策を位置付けています。今後も部門別の排出状況の把握・分析に努めながら、より効果的な排出量削減に向けた取り組みを進めてまいります。</p> <p>【情報提供などに関する指標について】 ご意見の趣旨である、取り組みにおける具体性や実施頻度・対象者等の明確化については重要性を認識しております。 しかしながら、本計画における指標は計画全体の進捗状況を把握するためのものであり、計画の段階において、実施回数や対象人数、実施方法などを厳密に具体化することは、社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応することを難しくする恐れがあるほか、進行管理上の負担増になるものと考えます。 具体的な実施方法などについては各年度の事業実施の中で検討・工夫しながら進めることとし、指標については計画の進捗を適切に管理できるよう、運用してまいります。</p> <p>【施策2の指標「再生可能エネルギー設備を導入済みの公共施設数における割合」、施策3の指標「ZEH/ZEBの割合について】 指標は計画の進捗管理に係るものであり、その観点から確実に把握可能であり、また可能な限り毎年把握可能であるものを設定しております。 ご意見の家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入数や、本市におけるZEH/ZEBの導入数を把握する重要性は認識しておりますが、現状では統計上などからの把握が困難であり、指標には適さないと考えております。</p>
39	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち指標 施策1の指標	p.35	「住宅用省エネルギー設備等導入に係る補助金交付件数」の目標値120件は、市の全世帯に対し0.14%であり、何もしていないレベルではないか。申し込みが少ないのであれば、youtubeによる告知など、がむしゃらにやる覚悟が必要である。 【改善案】 住宅用省エネルギー設備等導入に係る補助金交付件数 計画目標値6,000件	本計画における補助金交付件数の目標値については、これまでの実績や制度の内容、財政状況等を踏まえ、実行可能性を考慮した上で設定しています。補助金の交付件数は、市の周知・啓発に加え、申請者の意向や予算の確保状況など複数の要因によって左右されることから、計画段階で大幅に引き上げた数値目標を設定することは適切ではないと考えています。 市としては補助制度の周知方法の工夫や情報提供の充実を図り、省エネルギー設備の導入が促進されるよう、引き続き取り組んでまいります。
40	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち指標 施策3の指標	p.35	「自動車通行区間の整備率」について、本当に自転車を通りやすくなるのか判断がつかず、市民に対する説明としては不十分である。ビジュアルで違いが分かるようにしてほしい。	自転車通行区間とは、自転車安全かつ快適に通行できるよう整備する空間であり、主に自転車道、路側帯などを含みます。 本計画に示す指標については、取り組みの進捗状況を図るための「ものさし」として設定していますが、ご意見の趣旨である分かりにくさについては、今後の施策の実施や進行管理にあたり分かりやすい情報提供や報告となるよう努めてまいります。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
41	第4章 施策2 基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち 指標 施策4の指標	p.35	「適応の認知度」について、知っているだけでは役に立たず、自分事としてできることから始めるという意識の醸成を行政にはしていただきたい。 【改善案】 適応の認知度 計画目標値80% 実際に適応策に取り組んでいる人の割合 計画目標値50%	気候変動への適応について、認知にとどまらず、市民が自分事として実践していくことが重要であるのご意見については、重要な視点であると認識しています。一方で、適応策は内容が多岐にわたり、日常生活の中での取り組みの形も様々であることから、「実際に適応策に取り組んでいる人の割合」を一つの指標として設定し、継続的に把握することは、設問設定や数値の比較の面で難しいと考えています。本計画では、適応策の推進状況を把握するための指標として、まずは「適応に関する認知度」を設定し、気候変動への理解の広がりを確認することとしています。なお、認知度の向上を通じて行動につなげていくことが重要であることから、適応に関する具体的な取り組みについては施策の推進を通じて引き続き促進してまいります。
42	第4章 2 施策 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち	p.36	・習志野市のごみ排出量は減少傾向であるが、これは全国的な傾向であり、市の特段の努力によるものとは言い難い。 ・日野市は2年連続でごみ排出量の少ない都市1位であり、取り組みでは市民との合意を最重要とし、600回以上の説明会を実施している。 ※日野市HPの記載:市長を先頭にした説明会や早朝駅前での訴えなど、延べ600回以上の説明会を実施 ・習志野市にもこうした覚悟があるのか、あるのであれば方針・施策へその旨を記載すべきである。	ごみの発生抑制に向けた取り組みについて、他自治体における先進的な事例は重要であると認識しています。習志野市においては、ごみ排出量の削減が一定程度進んでいる状況にあり、こうした成果は市民一人ひとりの理解と協力によるものであり、市としても分別の徹底や周知啓発等へ継続的に取り組んできた結果であると考えています。今後のごみ削減に向けた方針や施策については、現段階としては本計画でお示ししたとおりです。また市民等への周知について、具体的な記載はいたしません。今後も広報習志野やホームページ、回覧、まちづくり会議、町会・自治会への説明など様々な機会を捉えて、周知・啓発を継続してまいります。
43	第4章 施策2 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 現状と課題①	p.36	ごみの減量に成功している八王子市はごみの約4割が生ごみであるとHPに記載している。減量が遅れている市としてこのことを市民に告知し、対策を考える必要がある。 【追加案】 …引き続き古紙の分別・回収・資源化を推進する必要があります。また、家庭から出されるごみの4割が生ごみであり、生ごみを減らすことは清掃工場でのコース使用を減らすことにもなり、これは地球温暖化対策としても役立ちます。生ごみを減らす方法として一般的なものはコンポストを用いるものであり、生ごみを堆肥化してくれるものです。市では低コストで使える段ボールコンポストを市民の皆様提供予定です。最近では堆肥の量を生ごみの2~3%に抑えてくれる優れたコンポストもあり、市ではこうした大型のコンポストを市役所など特定の場所に設置することを考えています。また、できた堆肥は地域の農家の方に無料でお渡します。	生ごみの発生抑制は、ごみの減量や資源循環の推進に向けて重要な取り組みであると認識しています。本市の現状としては、燃えるごみの中で紙ごみと廃プラスチックの割合が高く、それらに対する取り組みを重点的に進めていく必要があると考えていることから、これらの市の実情を踏まえた形でごみ減量の方向性を示しています。また、段ボールコンポスト等による生ごみの資源化は有益な手法の一つですが、臭気や設置環境への配慮が必要であることや、市民の生活環境や意向により適・不適が分かれるため、今後も市民の理解や実情を踏まえながら取り組みを検討してまいります。
44	第4章 2 施策 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 施策5 循環型社会の形成(3Rの推進)	p.37	3Rの説明がないため分かりにくい。	「3R」については、p.10に用語説明を記載しております。専門的な用語は、各用語が最初に記載されたページ下部にその説明を記載するとともに、資料編において一覧化した用語集を掲載しております。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
45	第4章 施策2 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 施策 施策5 循環型社会の形成(3R)	p.37	施策5の方針について、3Rの具体的な説明が必要である。リサイクルはリユース・リデュースの定着を阻害するものとする考え方もあり、説明なしに「3R」という言葉でくくるのは乱暴すぎると思う。 【追加案】 …それぞれの役割を実践します。 ◎リサイクル=廃棄物を資源として再利用することです。ただし日本ではサーマルリサイクルと呼ばれ、プラスチックを燃やしてそこから熱を得る方法があり、有害物質やCO2排出が問題となっています。約6割がこのサーマルリサイクルであり、単純焼却を合わせると7割近くに上ります。ペットボトル分別率は85%ですが、分別収集されてもペットボトルとして甦るのは3分の1程度です。 ◎リユース =一度使用した製品をそのまま何度も繰り返し使うことです。フリーマーケットなどで古着や古本、CDなどを売買することや詰め替えボトルのシャンプー・リンスを使うことなどが該当します。 ◎リデュース=ごみの発生を減らすことです。マイバッグ、マイボトル、マイ箸などを持ち歩き、使い捨てのレジ袋や容器、カトラリーの使用を控えたり、食品ロスをなくす、過剰包装を断ることなどが該当します。 ◎リフィル =「詰め替え」「おかわり」を意味し、最近の日本では何処でも誰でも使える給水スポットなどが取組事例として挙げられます。伝統的な量り売りなどもここに属します。リユースの一形態とみなすこともできますが、日本におけるリサイクルには前述の通り環境負荷の一面もあり、市として推進する項目としてはふさわしくないと考え、本市では「リユース」「リデュース」に加え「リフィル」を3Rとして推進してまいります。	ご指摘の通り、廃棄物の発生抑制の観点からは、リデュースやリユースを優先し、リサイクルはその後段に位置づける考え方が重要であると認識しています。 一方で、本計画において用いている「3R」は、国や千葉県においても循環型社会の形成に向けた基本的な考え方として位置づけており、市としてもこれらとの整合を図る観点から、従来通り「リデュース・リユース・リサイクル」を総称する概念として用いています。 また、本市独自の3Rを設定することは考えておりません。
46	第4章 施策2 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 施策 施策5 取り組み5-① ■ごみの発生抑制の推進	p.37	【追加案】 各家庭に対して段ボールコンポストの提供を行います。コンポストの設置が出来ない家庭に対して各施設において直接持ち込みを認めます。内容物確認の上、市設置のコンポストにご投入いただけます。	段ボールコンポスト等による生ごみの資源化は有益な手法の一つですが、臭気や設置環境への配慮が必要であることや、市民の生活環境や意向により適・不適が分かれる取り組みでもあります。市設置のコンポストについても同様で、臭気問題に関連した設置場所の検討には慎重な判断と周辺住民との調整が必要になると考えます。 また、各施設における直接持ち込みについては、受入方法や安全管理、運営体制など制度設計や施設運営にかかわる多くの課題があります。 そのため、現時点においては、費用を掛けずに市民の方々が生ごみの処理に取り組めるよう、生ごみの水切りなどの周知・啓発に努める方針としています。
47	第4章 施策2 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 施策 施策5 取り組み5-① ■3Rの意識啓発	p.37	いつ行われるかわからない環境学習やイベントだけでなく、市民からの能動的な申し込みに対応する姿勢もほしい。 【追加案】 会議室での勉強会や少人数によるお茶会形式の啓発機会を設けます。 勉強会は10人以上、お茶会は3人以上から、申し込み状況により随時開催します。	市民の行動へつなげていくためには、対象や内容に応じた効果的な啓発が重要であると認識しており、現在は依頼があった場合に出前講座などを実施しています。 本計画は実施手法の具体的な内容を記載することはしておりませんが、今後も出前講座は継続するとともに、その他のイベント、広報等の様々な手法を活用しながら、市民の理解促進を図るよう努めてまいります。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
48	第4章 施策2 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 施策 施策5 取り組み5-② ■資源回収の推進	p.37	「資源回収の推進」1つ目の取り組みについて、「ルールを守らない外国人」というレッテルを勝手に貼り、排他主義を煽ることに加担する人が増えている。コミュニケーションを取り、誰もが生きやすい社会を構築する第一歩としたい。 【追加案】 外国の方でも理解できるように中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・Bangラデシュ語のガイドブックも配布いたします。	資源回収を円滑に進めるためには、国籍に関わらず市民一人ひとりが分別ルールを理解できるよう、分かりやすい情報提供が必要であると認識しています。そのため、本計画への具体的な記載は行いませんが、外国人の方へのごみの出し方等の啓発として、ごみの出し方ガイドブック(外国語版)を英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語の6か国語に対応して作成し、ご希望の方への配布、ホームページでの公開を行っております。今後も引き続き、これらガイドブックを活用した外国人の方への情報提供に努めてまいります。
49	第4章 2 施策 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 施策6 取り組み6-① ■ごみの分別徹底	p.38	「ごみの分別の徹底」について、習志野市が外国人対策チームを作り、分別ルールを徹底するよう教育することを望む。	ごみ分別ルールの徹底は、適正なごみ処理のために重要であると認識しており、また分別に関する課題は国籍に関わらず生活環境や居住形態の違いなどにより生じるものであると考えます。外国人の方へのごみの出し方等の啓発として、ごみの出し方ガイドブック(外国語版)を英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語の6か国語に対応して作成し、ご希望の方への配布、ホームページでの公開を行っております。今後も引き続き、これらガイドブックを活用してすべての市民に対する情報提供、分別への理解促進に向けた取り組みを進めてまいります。
50	第4章 施策2 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 施策 施策6 取り組み6-① ■ごみの適正な排出の促進	p.38	「ごみの適正な排出の促進」の取り組みについて、戸別収集にすることで分別に対する意識の向上や、ごみの減量に役立つと考えられる。 【改善案】 現在習志野市では障害者の方に対して戸別収集を行っていますが、今後は全ての市民を対象に戸別収集を行います。	戸別収集は利便性向上のみならず、ごみ減量にも効果が見込まれる取り組みであることは認識しています。一方で、すべての世帯を対象に戸別収集を実施することは、収集体制や人員、車両、費用などについて大幅な見直しが必要となることから、本計画において位置づけることは適切ではないと考えています。いただいたご意見を参考としつつ、現時点においては、本市に適したごみ収集のあり方について引き続き検討してまいります。
51	第4章 施策2 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 施策 施策6 取り組み6-② ■災害時のごみへの対応	p.39	民間事業者との協定について、具体的な事例を複数上げていただきたい。	協定の具体的事例については、「習志野市地域防災計画」の中で記載しております。本計画は、市の環境施策の方向性を示すことを目的としており、こうした個々の事例を記載することは行っておりませんが、今後も必要に応じて新たな民間事業者との連携を検討しながら、災害時における安定したごみ処理体制の構築を図ってまいります。
52	第4章 施策2 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 指標 施策5の指標	p.39	「リユースサイトの活用件数」計画目標値480件/年について、この項目はまだ達成していない。	当該リユースサイトの利用に関する協定の締結は2024年10月であり、リユースの推進を目的に、本計画の策定に合わせてサイトの活用件数を新たに指標へ設定しました。
53	第4章 施策2 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 指標 施策5の指標	p.39	「1人1日あたりのごみ総排出量」について、家庭ごみの削減数より求めた。 【改善案】 1人1日あたりのごみ総排出量 計画目標値635g/人・日	本計画における廃棄物に関する指標については、注釈(※)に記載しておりますように、すでに達成済みのため、今後の「習志野市一般廃棄物処理基本計画」の見直しに合わせ、改めて設定する予定としております。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
54	第4章 施策2 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 指標 施策5の指標	p.39	「1人1日あたりの生活系ごみ排出量(資源除く)」について、家庭ごみの4割が生ごみだとすると、コンポストの使用でそれを3割減にすることは可能と思われる。 【改善案】 1人1日あたりの生活系ごみ排出量(資源除く) 計画目標値323g/人・日	【No.53と同上】 本計画における廃棄物に関する指標については、注釈(※)に記載しておりますように、すでに達成済みのため、今後の「習志野市一般廃棄物処理基本計画」の見直しに合わせ、改めて設定する予定としております。
55	第4章 2 施策 基本目標2 ごみの排出を抑え資源を循環させるまち 指標	p.39	「ごみの排出量30%削減」など、日野市に近づけるような高い目標を設定してほしい。	他自治体における先進的な取り組みについては、廃棄物の発生抑制や資源循環の推進に向けた重要な事例であると認識しています。 一方で、廃棄物の発生量や処理の状況は自治体ごとに大きく異なり、目標水準の設定も自治体の状況を踏まえて行うべきものと考えております。 本計画における廃棄物に関する指標については、注釈(※)に記載しておりますように、すでに達成済みのため、今後の「習志野市一般廃棄物処理基本計画」の見直しに合わせ、改めて設定する予定としております。
56	第4章 2 施策 基本目標3 緑と水の自然環境を大切に するまち	p.40~46	・谷津干潟や茜浜の干潟、海洋環境について、子どもたちが安全に楽しく海洋の生きものふれあったり、車いすや体の不自由な人でも憩いを感じられるような空間を構想いただきたい。 ・茜浜について、体の不自由な人などには利用しづらい場所があるほか、駅前から茜浜まで足を延ばす工夫がなく、切り離された場所となっているように感じる。駅周辺に案内図を設置するなど、茜浜への導線を検討いただきたい。 ・茜浜の公園について、目の前にある「東京湾」という素晴らしい自然資源に一層目を向け、慈しみながらふれあい、楽しむ施設があっても良いと感じる。子どもに「茜浜へ遊びに行こう!」と言えるような場所にするように検討いただきたい。 ・谷津パークタウン裏手の船溜と葦切公園について、谷津干潟センターで実施されている企画などと連携するなど、有効な活用・利用があれば、人々が「水辺環境と生物多様性の恵み」を楽しみながら知る機会につながると思う。	水辺環境や生物多様性の価値を身近に感じられる場づくりは、市民の環境意識の向上につながる重要な視点であると認識しています。 一方で、茜浜や谷津パークタウン裏手の船溜と葦切公園といった個別の場所における導線整備や具体的な活用方法については、管理主体や安全面の確保などを含めた個別の検討が必要となる事項となります。本計画は環境施策の方向性を示すことを目的とする計画であることから、具体的な事項を記載するものではありませんが、本計画とともに作成を進めている「習志野市緑の基本計画」においては「雄大な海浜景観の保全・創出」などの施策を記載しており、それらに関連した今後の施策検討における参考とさせていただきます。
57	第4章 2 施策 基本目標3 緑と水の自然環境を大切に するまち 施策9	p.43	・谷津干潟ばかり取り上げているように思えるが、茜浜緑地公園の海辺を活かさない手はない。 ・茜浜の持つポテンシャルを最大限生かすことができ、学校教育の場や休日の訪問先として活用できるよう、藤沢市江の島の湘南港内における「 Tide Pool 」のような仕組みを海辺に創出してほしい。	茜浜緑地は東京湾に面し、谷津干潟と同様に水辺環境を感じられる場所であると認識しています。 藤沢市の江ノ島に設置された Tide Pool のような仕組みの導入について、個別の箇所における具体的な取り組みとなります。本計画は環境施策の方向性を示すことを目的とする計画であることから、具体的な事項を記載するものではありませんが、本計画とともに作成を進めている「習志野市緑の基本計画」においては「雄大な海浜景観の保全・創出」などの施策を記載しており、それらに関連した今後の施策検討における参考とさせていただきます。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
58	第4章 2 施策 基本目標3 緑と水の自然環境を大切に するまち 施策9 緑と水の保全や創出	p.45	都市公園法に基づく商業施設の設置などは公園を形骸化し、子どもの遊び場を奪うものである。公園の整備に関してそうした開発を行わないように記載すべきである。	公園は自然環境の保全に寄与する空間であるとともに、市民の憩いや子供の遊び場として重要な役割を担っていると認識しています。 ご意見にある都市公園法に基づく施設の設置に係る制度については、財政負担の軽減及び民間事業者の資金やノウハウを活用した更なる公園の魅力向上等が期待できるものと考えております。しかしながら、制度の活用については個別の公園の特性や周辺環境、関係法令等を踏まえ、都市計画や公園管理の観点から検討される事項であり、本計画において是非を定めるものではありません。 本計画では、公園等の整備・維持管理を通じて、緑と水の保全や創出を図るという環境施策の方向性を示しており、ご意見については、今後の公園整備や管理を検討する際の参考とさせていただきます。
59	第4章 2 施策 基本目標4 健康で快適に暮らせるまち 現状と課題①	p.47	ヒートショックによる健康被害や、それが断熱化によって大幅に軽減されることを記載すべきである。	ヒートショックによる健康被害の防止や住宅の断熱化による生活環境の改善は、市民の健康を守る上で重要な課題であると認識しています。 一方で、基本目標4は典型7公害への対応や環境美化の推進を主な内容としており、住環境や公害に関連しない健康に関する記載を整理する項目ではありません。ヒートショックによる健康被害や断熱化による防止については、冬季の健康維持や住宅の断熱化・ZEH化などについて市民へ普及啓発を行う中で、適切な情報提供を図ってまいります。
60	第4章 2 施策 基本目標4 健康で快適に暮らせるまち 現状と課題③	p.50	「条例の制定による不法投棄等の防止」を記載しているが、「さらに全国的には、空地や海岸・河川岸などでの廃車・廃家電、建設廃材・廃土などの不法投棄が大きな問題となっており、本市においても監視・パトロールを強化していく必要があります」などと追記してはどうか。	当項目については、市民アンケートの結果から「ごみのポイ捨て」への取り組みが必要であることや、令和7年4月に「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」を施行して取り組みを進めていることから、現状の記載内容としております。 全国的に不法投棄が問題となっていることは認識しております。本計画は環境施策の方向性を示すことを目的とする計画であることから、具体的な事項を記載するものではありませんが、本市としては、今後も継続して不法投棄の状況把握に努め、パトロールの強化等については検討課題とします。
61	第4章 2 施策 基本目標4 健康で快適に暮らせるまち 施策11	p.54	歩きタバコ・ポイ捨てについて、受動喫煙の旗印の下、タバコを一方的に排除している今の状況は人権問題にあたるか考える。 解決方法として、津田沼駅のペDESTリアンデッキ、南北一か所ずつに喫煙場所をつくるべきである。	歩きタバコ・ポイ捨ての発生と喫煙場所の関連については認識しており、本市では喫煙可能な場所がわかるCLUB JT「喫煙所MAP」の紹介などを行っております。ペDESTリアンデッキ等を含む津田沼駅周辺への喫煙所の設置について、収容者数の確保や、それによる通行への支障や安全の確保、また煙が漏れないようにするための排煙設備の設置や維持管理などの諸課題があり、これらの条件を満たすことが現実的に困難と考えております。 一方で、国では分煙施設の整備を推進していることから、駅周辺の商業施設の建替えや市街地再開発事業者などに対しては、民間事業者による分煙施設の整備を求めてまいります。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
62	第4章 2 施策 基本目標4 健康で快適に暮らせるまち 指標	p.55	「公害苦情相談の対応件数」について、公害苦情相談とはどのような相談を指示しているのか分からず、多い方が良いのか、少ない方が良いのか判断がつかない。	公害苦情相談は、騒音、振動、悪臭、大気や水質に関するものなど、市民の生活環境に関わる様々な相談を指しています。しかしながら相談の対応件数とした場合、不安に対する相談を否定する内容ともとらえられるため、公害苦情発生件数と改めます。 これらの公害苦情発生件数は、コロナ禍のような社会状況や周辺環境の変化などの影響により増加するため、市の対応により必ずしも下げられる指標ではありません。 このため、計画目標値については近年の状況を踏まえ、現状を維持することとしています。 修正前：公害苦情相談の対応件数 ➡修正後：公害苦情発生件数
63	第4章 2 施策 基本目標5 環境のことを考え行動する 人々のまち	p.58	・学校における環境教育の推進は、小学校低学年からはじめ、高学年、中学、高校と段階を追って専門的な内容にしていく必要がある。 ・成人に対する教育の場を常設する様な取り組みが必要であり、リアル及びネット上においてそのような環境学校の開設を求める。	環境学習は市民一人ひとりの環境への理解や行動変容を促す上で重要な取り組みであり、年齢に合わせた学習内容の提供なども重要であると認識しています。 学校教育における環境教育の推進について、教育内容としては文部科学省が定める学習指導要領を基に、小学校低学年から高等学校まで、発達段階に応じた学習内容や学び方が計画的・系統的に配置されております。また本市では、これまでも公共施設や各種イベント、情報提供等を通じて環境学習の機会の提供に取り組んできています。 ご意見にある「環境学校」のような常設の学習拠点を設置することについては、環境基本計画において位置づけるものではありませんが、本市では生涯学習の場として習志野市民カレッジの開講や、公民館における様々な講座の実施を行っております。 本計画では、既存の施設や取り組みを活用しながら環境学習の機会を充実させていくという方向性を示しており、リアル・オンライン双方の手法を検討しながら、効果的な環境学習の推進に努めてまいります。
64	第4章 2 施策 基本目標5 環境のことを考え行動する 人々のまち	p.58	文教都市・習志野市の最大の特性である千葉工大、日大、東邦大の3大学を活かし、「習志野モデル」と言われるような市民啓発や模範となる取り組みを「検討する」「市として協力を求めていく」などとして追記してはどうか。	環境学習の推進にあたっては多様な主体との連携・協働が重要であると認識しています。 一方で、大学等との連携については、大学側の教育・研究活動との関係や体制等を踏まえた協議が必要であり、具体的な合意や検討が進んでいない現段階において、本計画で特定の機関との協力を前提とした記載を行うことは適切ではないと考えています。 本計画では、環境学習に関する施策について、多様な主体との連携の可能性を視野に入れつつ、実情に応じて検討していくことを想定しており、地域に所在する教育機関等との連携については、今後の施策検討の中で可能性を探っていきます。
65	第4章 2 施策 基本目標5 環境のことを考え行動する 人々のまち 指標	p.60	断熱に関する啓発の場が必要である。	本市では環境保全に係る市民等における意識向上を目指し、普及啓発を行っていくとしており、その中には「断熱」も含めた内容を扱っていく必要があると考えています。 断熱に関する啓発の場についても同様に、断熱を含む様々な環境情報の提供・普及啓発を行うためのものとして、学習の場の創出を図ってまいります。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
66	第5章 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	p.61	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の二酸化炭素濃度は0.041%であり、健康への影響が出る0.5%には程遠いなか、なぜ二酸化炭素が悪者にされるのか理解が難しい。 ・ソーラーパネル100%稼働時の温度は50~70℃(真夏は70~80℃)と高く、温暖化の大きな要因はソーラーパネルではないかと考える。重要部分が脱炭素というのは古い気がする。 ・ソーラーパネルにおける火災への対応を知っている人がどれだけいるか疑問である。 	<p>二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスについては、人体の健康へ直接的に及ぼす影響よりも、気温上昇といった環境への影響の観点から問題視されています。また、地球温暖化に伴う気温上昇は、1800年代以降から世界全体で確認されており、ソーラーパネルの誕生が1950年頃であることを踏まえると、時期や影響の範囲がそぐわないものとなります。</p> <p>本市としましては、国が示す方針を踏まえ、今後も太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及に努めてまいります。そのなかで、ソーラーパネルにおける火災や廃棄に際した処分方法など、必要事項について情報収集を行い、市民等への情報提供も行っていく必要があると考えております。</p>
67	第5章 1 地球温暖化対策の域と動向 (3) 地球温暖化に伴う気候変動の影響	p.62	<ul style="list-style-type: none"> ・2つ目の「銚子地方気象台の観測」について、数値は銚子市のものか、他のエリアも入っているのか、分かるように記載願いたい。 ・「1時間降水量50mm以上の年間平均発生回数」について、千葉県全体のことが分かるように記載願いたい。 	<p>【「銚子地方気象台の観測」について】 各気象台の観測データは、原則として各観測地点において測定された結果であり、「銚子地方気象台」の観測値は、同気象台が所在する地点(千葉県銚子市川口町2丁目)での観測結果を示すものです。そのため、「銚子市」と記載することは銚子市全域に及ぶ観測結果であるとの誤解を生じさせる恐れがあります。P.62では文中に「銚子地方気象台」と明記しており、ご意見の趣旨である場所の明記を満たしつつ、誤りの生じにくい記載としております。</p> <p>【「1時間降水量50mm以上の年間平均発生回数」について】 ご意見を踏まえ、文言を修正いたします。 修正前：1時間降水量50mm以上の… ➡修正後：県内における1時間降水量50mm以上の…</p>
68	第5章	p.64~89	<ul style="list-style-type: none"> ・日本のNDCにおける道筋は国際的合意と整合性がなく、あるとするような記述は市民を欺く詐欺の様なものである。整合性がないことを市民へ伝え、「地産地消」「地域貢献」の立場から再エネ普及を市民へ訴えるべきである。 ・国際的合意に整合した削減目標は2030年までに65%削減である。「電力排出係数の低減」「国等との連携による削減対策」の削減見込を踏まえると、必要な再エネ導入量は全世界の2倍近くに当たるが、必要であればやるしかない。 ・PPAによる再エネ導入、民間と協働した電力会社の立ち上げ、蓄電池を備えた発電設備の開発など、全てできることはやりきるつもりで取り組むことが必要だと思う。 	<p>ご意見にある国の削減目標と国際的合意との関係については、パリ協定をはじめとする国際的な枠組みが存在することは認識しておりますが、国の削減目標の設定や国際目標との整合性の評価は国において検討・判断される事項であると考えております。</p> <p>本市としては、国の方針や目標を前提として本計画を作成しており、p.64は環境省などの公表資料、ホームページに基づく記載としております。温室効果ガス排出量の削減目標についても、国の目標との整合を図り、市独自で国際的合意に合わせた目標値を設定するものではありません。</p> <p>PPAを含めた再エネ導入や再エネ電力の確保など、それら取り組みの重要性は認識しております。一方で、これらの取り組みは地域の特性・環境に合わせた手法を検討することが必要であるため、いただいたご意見を参考に、引き続き本市に合わせた取り組みの実施を進めてまいります。</p>
69	第5章 1 地球温暖化対策の意義と動向 (4) 地球温暖化対策に係る国際的な動向 表 温暖化対策に関する世界の動向	p.65	<p>2021年に記載の「日本のNDC(国が決定する貢献)」について、何に対して整合性がある、またはないのかをはっきりさせるべきである。</p> <p>【改善案】 IPCCの提言に対して整合性はないが、日本のNDC(国が決定する貢献)として2050年カーボンニュートラルから逆算し、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに野心的な目標として50%の高みに向けて挑戦していくことを決めた</p>	<p>計画案p.65に記載している「地球温暖化に関する世界の動向」は、国際的な枠組みや取り組みについて、客観的な事実関係を整理することを目的としています。</p> <p>日本のNDCについては、国が国際的に表明している内容を基に記載しており、特定の国際的提言との整合性の有無について、市として独自の評価や見解を示すことは行っていません。</p>

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
70	第5章 2 計画の基本的事項 (1) 位置づけ	p.67	国際的な取り組みとの整合性を保つため、「また、国や千葉県の計画及び市の上位・関連計画との整合を図るものとします。」は修正が必要である。 【改善案】 国や千葉県の計画及び市の上位・関連計画との整合を図っている国際的な合意に対して整合性が取れないので、市独自の計画を図るものとします。	本計画の第5章は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定するものであり、国の環境政策や千葉県との計画との整合を図りながら、市の施策を推進していくことが基本となります。 国際的な地球温暖化対策の枠組みについては、国がこれを踏まえて目標や制度を定めており、市としては、国や県の計画との整合を確保することで、国際的な取り組みとも整合した形で施策を進めていくことになります。 そのため、本計画において「市独自の計画」として、国や県との整合を図らない記載に修正することはいたしません。 本市としては、引き続き国や県の計画との整合を確保しつつ、地域の実情に応じた施策や目標の設定により、取り組みを進めてまいります。
71	第5章 2 計画の基本的事項 (3) 対象とする温室効果ガス	p.67	代替フロン等4ガスは対象外とあるが、HFCsは冷凍機器、エアコンなどで幅広く使われており、そこから漏れる量を考慮すべきではないか。	HFCsの排出源として、冷凍機器、エアコン等の使用に伴う漏えいがあることは認識しております。 しかしながら、そうした漏えい量は一定規模の対象者(フロン類算定漏えい量が年間1,000t-CO2以上)については国への報告義務があるものの、その他の個人や小規模事業者におけるHFCsの漏えい量を把握する仕組みや制度は現状整備されておられません。 現状、市域において報告義務が課される一定規模の対象事業者はいない状況であることから、本市としては個人や小規模事業者からのHFCs漏えい量を把握する方法について国の制度設計などの動向を含めて注視してまいります。
72	第5章 3 習志野市における温室効果ガス排出量の現状	p.69~77	市内の温室効果ガス排出量について、データの出所あるいは推計方法を明記すべきである。	本市の温室効果ガス排出量については、本計画の策定にあたり市で独自に推計したことになります。推計にあたっては多数の統計データを用いており、計画の見やすさや分かりやすさの観点から、推計で用いたデータの記載は省略しております。 温室効果ガス排出量の推計方法については、国の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づくものであり、本市で用いた推計方法を資料編に掲載いたします。
73	第5章 3 温室効果ガス排出量の推移	p.70~77	部門別の現状分析に関連付け、それぞれの部門に対しどのように削減するのか、目標をいくつにするのかが示されていない。分析から削減方法、目標までを部門別に示す様、レイアウトそのものを分かりやすく変更すべきである。	温室効果ガス削減に向けた取り組みや目標を部門別に整理する考え方については、理解できるものと考えています。 一方で、本計画の第5章に示す施策については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に規定される「施策に関する事項」を踏まえ、市の取り組みを分かりやすく、かつ横断的に整理することを目的として、現在の枠組みを採用しています。 本計画では、排出量の状況については別途整理した上で、施策については複数の部門にまたがる取り組みや相互に関連する施策を一体的に推進できるよう構成しており、これは取り組みの実施を円滑に進めることに貢献すると考えているほか、第4章における環境基本計画としての取り組みとの親和性を意識したものとします。 そのため、ご意見の様に施策や目標をすべて部門別に構成し、レイアウトを含めて変更を行うことはいたしません。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
74	第5章 3 習志野市における温室効果ガス排出量の現状 (2) 部門別二酸化炭素排出量 ■ 業務その他部門	p.72	現在の「現状把握」、「施策」、「目標」という括りは分かりにくいことこの上ない。括りは部門ごととして、対策と目標を示すべきである。 【追加案】現状の文言への追記 …熱(0.8%)となっています。対策としては再エネ設備の導入、及び再エネ電力供給のための電力会社の切り替え、蓄電池設備の導入、オール電化、断熱工事の推進等が挙げられます。目標は以下の通りです。 目標 再エネの導入 ○○% 電力会社の切り替え ○○% 蓄電池設備の導入 ○○% オール電化 ○○% 断熱工事の推進 ○○%	本計画では、温室効果ガス削減に向けた取り組みについて、「現状把握」「目標」「施策」という流れで整理することで、市の課題認識から具体的な対策までを体系的に示しています。 ご意見にある様に、部門別に現状・施策・目標を整理する考え方については理解できますが、本計画における施策は、家庭、事業者、運輸部門など複数にまたがる内容となっており、すべてを部門別に再構成することは、施策の全体像や相互関係を分かりにくくする恐れがあります。そのため、すべてを一貫して部門別とする括りにはいたしません。 また、指標は把握に係る事務的な負担面や本市の実情等を考慮しながら、経年的に把握可能なものを設定しています。
75	第5章 3 温室効果ガス排出量の推移 (2) 部門別二酸化炭素排出量 コラム 電力排出係数	p.73	再エネと他の発電方法でどれくらい電力排出係数に差があるのかを明らかにするため、発電方法別に電力排出係数の一覧表を作成した方が良い。	電力排出係数は、電力の使用に伴う温室効果ガス削減排出量を算定するための重要な指標であると認識しています。 一方で、電力排出係数は発電方法だけで一律に定まるものではなく、使用される燃料の種類やその構成比、運用状況などによって変動する性質があります。特に火力発電については、燃料構成の違いにより排出係数に幅が生じやすいことから、発電方法別に単純化した数値を示すことは誤解を招く恐れがあります。 当コラムではこうした点を踏まえ、一般的な範囲で電力排出係数の説明を行っており、発電方法別の電力排出係数を掲載することはいたしません。
76	第5章 3 習志野市における温室効果ガス排出量の現状 (2) 部門別二酸化炭素排出量 コラム 電力排出係数	p.73	各家庭で再エネ導入や、再エネ電力小売会社からの電力購入により、火力中心の電力を減らすことができ、電力排出係数は下げることが可能である。 再エネ100%若しくはそれに近い商品を販売している電力小売業者を積極的に進めていくべきだと感じる。 【改善案】 ②は電力事業者による再エネ割合の拡大などで低減させることも可能ですが、電力事業者の中には再エネ100%の事業者も多く、こうした事業者の発電割合が増えればいいことになります。つまり市民や企業がそうした再エネ100%(若しくは不足する夜間電力を市場で購入せざるを得ず70-90%の再エネ商品としているところもある)の電力を販売している電力小売業者と契約すれば、それだけで実質的なCO2排出量を大きく減らすことができます。また、市民や企業が屋根置きソーラーなどFIPやPPA契約などによりすることで実質的なCO2排出量はほぼ”ゼロ”にすることができます。いずれにしても火力中心の電力事業者から購入する電力量が減る為、電力排出係数を下げることが繋がります。	再生可能エネルギー由来の電力を選択することは、再生可能エネルギーの普及を後押しする重要な行動であると認識しています。 一方で、電力排出係数は電力事業者ごとの発電設備や電源構成等に基づいて算出されるものであり、個々の家庭が再生可能エネルギー電源を選択したことが、直ちに排出係数の数値に反映されるものではありません。 当コラムでは、こうした電力排出係数の性質を踏まえ、主として電力事業者の電源構成や取り組みが係数に大きく影響することを説明しています。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
77	第5章 3 温室効果ガス排出量の推移 (2) 部門別二酸化炭素排出量 ■家庭部門	p.74	再エネによるオール電化にした場合とガスを使用した場合でどのような変化があるのか、比較できる表を作成した方が良い。	家庭におけるエネルギーの利用形態によって、温室効果ガス排出量に違いが生じることは認識しています。 一方で、当該箇所p.74は、家庭部門における温室効果ガス排出量の現状や推移を把握することを目的としており、家庭による設備構成やライフスタイルを想定した比較を行う箇所ではありません。 また、オール電化とガス利用の比較については、住宅の断熱性能や世帯構成、エネルギー使用量、電力排出係数などの前提条件により結果が大きく異なるため、当該箇所では統計資料に基づく家庭部門の排出量の推移を示すに留め、エネルギーを置き換えた場合の比較表の掲載はいたしません。
78	第5章 3 習志野市における温室効果ガス排出量の現状 (2) 部門別二酸化炭素排出量 ■家庭部門	p.74	街全体を変えていくには、以下に示す取り組みが必要であることを理解いただく必要がある。 【追加案】現状の文言への追記 …電力の消費量は減少傾向にあります。但し、2050年にはこれを実質”ゼロ”にしなければなりません。そのためにはより一層の太陽光発電および蓄電池の導入、そして改装時・新築時の断熱工事が必要となります。また、オール電化により都市ガスによる排出を少なくする取り組みも併せて行います。 目標 再エネの導入 〇〇% 電力会社の切り替え 〇〇% 蓄電池設備の導入 〇〇% オール電化 〇〇% 断熱工事の推進 〇〇%	No.74に回答の通り、本計画では、温室効果ガス削減に向けた取り組みについて、「現状把握」「施策」「目標」という流れで整理することで、市の課題認識から具体的な対策までを体系的に示しています。 ご意見では、その体系を変えることを前提としておりますが、現状把握・施策・目標をすべてを部門別に再構成することは、施策の全体像や相互関係を分かりにくくする恐れがあります。 そのため、ご提案いただいた体系への変更はいたしません。
79	第5章 3 習志野市における温室効果ガス排出量の現状 (2) 部門別二酸化炭素排出量 ■家庭部門	p.74	部門別の取組目標を記載することで、一目でわかるようにする。 【追加案】現状の文言への追記 …電力の消費量は減少傾向にあります。取り組みとしては屋根置きソーラーパネルの設置の推進、新築改装時の断熱工事の推進およびDIYによる簡易的な断熱工事の推進、都市ガス・石油製品削減のためのオール電化推進、節電の啓発、ごみの分別・コンポスト使用によるごみの削減推進等が挙げられます。 目標 屋根置きソーラーパネルの設置の推進 全世帯の〇〇%に設置 新築改装時の断熱工事の推進 全世帯の〇〇%に設置 オール電化推進 全世帯の〇〇% ごみの分別・コンポスト使用によるごみの削減推進 家庭ごみの30%を削減 各取組に対する説明会の開催 各〇〇回	【No.78と同上】 No.74に回答の通り、本計画では、温室効果ガス削減に向けた取り組みについて、「現状把握」「施策」「目標」という流れで整理することで、市の課題認識から具体的な対策までを体系的に示しています。 ご意見では、その体系を変えることを前提としておりますが、現状把握・施策・目標をすべてを部門別に再構成することは、施策の全体像や相互関係を分かりにくくする恐れがあります。 そのため、ご提案いただいた体系への変更はいたしません。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
80	第5章 3 習志野市における温室効果ガス排出量の現状 (2) 部門別二酸化炭素排出量 ■ 運輸部門	p.75	<p>【追加案】現状の文言への追記 …その他は減少しています。 取組としては自家用車から公共交通に利用を促す広報活動、津田沼駅前の公共交通機関以外乗り入れ禁止、歩行者道・自転車道の利便性向上と環境改善等が挙げられます。 目標 自家用車から公共交通に利用を促す広報活動 市HP、広報習志野、YOUTUBE、X など活用 津田沼駅前の公共交通機関以外乗り入れ禁止 各地点への標識などで100%市民に周知させる 導入から3か月は周知期間とする 歩行者道・自転車道の利便性向上と環境改善 全歩行者道・自転車道の〇〇% 歩行者道・自転車道の拡張とそれに伴う車線の減少、街路樹の再生活動(樹木種の見直し健康維持管理)</p>	<p>No.74に回答の通り、本計画では、温室効果ガス削減に向けた取り組みについて、「現状把握」「施策」「目標」という流れで整理することで、市の課題認識から具体的な対策までを体系的に示しています。 ご意見では、その体系を変えることを前提としておりますが、現状把握・施策・目標をすべてを部門別に再構成することは、施策の全体像や相互関係を分かりにくくする恐れがあります。 そのため、ご提案いただいた体系への変更はいたしません。 津田沼駅への公共交通機関以外の乗り入れ禁止については、現在の駅前広場の形状や公共性の観点から困難であり、歩行者道・自転車道の拡張に伴う車線の減少についても、車道を減少させての整備は考えておりません。 また、本市のコミュニティバスにおいては、コロナ禍以降、利用者が回復していない状況であることから、利用者の増加を目的に広報習志野やホームページへの掲載、市庁舎のテレビモニターなどを活用し、コミュニティバスの利用促進について啓発を行っております。 今後もこれらの周知・啓発を行い、自家用車から公共交通への利用転換に努めてまいります。</p>
81	第5章 3 習志野市における温室効果ガス排出量の現状 (2) 部門別二酸化炭素排出量 ■ 廃棄物分野	p.76	<p>対策と目標の併記により分かりやすくする。 【追加案】現状の文言への追記 …プラスチック量の増加によるものです。 対策としてはプラスチックの分別によって、焼却ゴミに含まれるプラスチックの量を減らすことが最も効果的と考えます。新しいごみ焼却処理施設の完成とともにプラスチック分別の強化を行います。分別回収したプラスチックはマテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクルに回すものとし(汚れや劣化などで熱エネルギーとして使わなければならない場合を除く)、基本的に燃料として燃やすサーマルリサイクルには使用しないものとします。また、新しいごみ焼却処理施設では焼却による熱を利用して発電する設備を併設し域外からの電力購入量を減らし、得たお金を地域活性化のために役立てます。 さらに焼却ゴミの4割を占めると言われている生ごみをコンポストなどの活用により減らし、できた堆肥は市域の農家に無償で配布します。そのための各家庭でできた堆肥を回収する施設を市役所内に作ります。 目標 家庭から出る焼却ごみの量 30%減 プラスチック回収量 〇〇t 発電量 〇〇kWh</p> <p>※マテリアルリサイクル: 廃プラスチックから新たな製品を作る ※ケミカルリサイクル: 廃プラスチックを原料に分解し再利用する ※サーマルリサイクル: 廃プラスチックの熱エネルギーを活用する</p>	<p>No.74に回答の通り、本計画では、温室効果ガス削減に向けた取り組みについて、「現状把握」「施策」「目標」という流れで整理することで、市の課題認識から具体的な対策までを体系的に示しています。 ご意見では、その体系を変えることを前提としておりますが、現状把握・施策・目標をすべてを部門別に再構成することは、施策の全体像や相互関係を分かりにくくする恐れがあります。 そのため、ご提案いただいた体系への変更はいたしません。</p>

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
82	第5章 3 習志野市における温室効果ガス排出量の現状 (3) 再生可能エネルギーの導入状況	p.78	対策と目標の併記により分かりやすくする。 【追加案】現状の文言への追記 …7%程度に留まっています。 導入鈍化の原因としては、FITの買取価格が安くなってしまったこと、PPAは認知が進んでおらず契約期間が長いこと、メガソーラーの自然破壊のイメージで太陽光発電導入の機運がしぼんでいること、等が挙げられます。 対策として蓄電池設備を含めたPPA導入について市役所および公民館の会議室などを使った説明会、および地球温暖化に関する勉強会を実施し、導入へ向けた意識の向上を図ります。 目標 PPA導入説明会(メリット・デメリットを含めて説明します) ○○回 地球温暖化に関する勉強会 ○○回	No.74に回答の通り、本計画では、温室効果ガス削減に向けた取り組みについて、「現状把握」「施策」「目標」という流れで整理することで、市の課題認識から具体的な対策までを体系的に示しています。 ご意見では、その体系を変えることを前提としておりますが、現状把握・施策・目標すべてを部門別に再構成することは、施策の全体像や相互関係を分かりにくくする恐れがあります。 そのため、ご提案いただいた体系への変更はいたしません。
83	第5章 3 温室効果ガス排出量の推移 (3) 再生可能エネルギーの導入状況	p.78	再エネの普及を進める取り組みはp.85に記載されているが、目標が設定されていない。	再生可能エネルギー設備の導入目標は、本計画p.81に記載しております。
84	第5章 4 温室効果ガス排出量の削減目標等 (2) 対策を実施した場合の将来推計	p.79	国際的合意に整合させるため、数値を修正する必要がある。 【改善案】 令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量は基準年度である平成25(2013)年度比で▲65.1%となります。	本計画の第5章は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定するものであり、国の環境政策や千葉県との計画との整合を図りながら、市の施策を推進していくことが基本となります。温室効果ガス排出量の削減目標についても施策と同様に、本計画の性質上、国の目標との整合を前提としており、市独自で国際的合意に合わせた目標値を設定するものではないため、数値は現状の46%のままとします。
85	第5章 4 温室効果ガス排出量の削減目標等 (3) 温室効果ガス排出量の削減目標等	p.81	国の地球温暖化対策計画は、国際的な合意が守られないため、削減目標等を修正する必要がある。 【改善案】 ・目標値 市域における令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比65.1%削減(▲525.7千t-CO2) ・説明文 …市内の温室効果ガス排出量の削減目標(平成25(2013)年度比)を令和12(2030)年度に▲65.1%とします。また、温室効果ガス排出量の削減目標については、IPCC第6次統合報告書の地球温暖化対策計画における目標である「2030年度において、温室効果ガス60%削減(2019年度比)を目指すこと」とも整合を図っています。令和3(2021)年度における本市の温室効果ガス削減率(平成25(2013)年度比▲10.7%)から国際的な目標と整合する目標値の達成は厳しい状況にあります、…	パリ協定をはじめとする国際的な枠組みが存在することは認識しておりますが、ご意見にある国の削減目標の設定や国際目標との整合性の評価は国において検討・判断される事項であると考えております。 本市としては、国の方針や目標を前提として本計画を作成しており、温室効果ガス排出量の削減目標についても国の目標との整合を図り、市独自で国際的合意に合わせた目標値を設定するものではありません。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
86	第5章 3 温室効果ガス排出量の削減目標等 (3) 温室効果ガス排出量の削減目標等	p.81	「国と整合する目標値の達成は難しい状況」と記載しているのはそのとおりであり、当市の実態に即し、市民のモチベーションを保てる、ある程度達成可能な目標値を設定したらどうか。	温室効果ガス削減目標について、達成の難しさを踏まえ、市民のモチベーションを維持できる水準とすべきのご意見については、ひとつの考え方として受け止めています。 一方で、本計画は国や千葉県の削減目標と整合を図りながら策定するものであり、市として国や県より大きく低い水準の目標を設定する場合には、その合理的な理由を示す必要があります。 また、国の補助金や支援制度の多くは、国の目標や方針との整合を前提としており、目標水準を過度に引き下げることは、将来的な制度活用の面で支障となる恐れもあります。 本計画では、こうした点を踏まえ、国や県の動向と整合した目標を設定した上で、市民・事業者・行政が連携し、段階的かつ着実に取り組みを進めていくことを重視しています。
87	第5章 4 温室効果ガス排出量の削減目標等 (3) 温室効果ガス排出量の削減目標等	p.81	削減項目の「電力排出係数の低減」「国等との連携による削減対策」について、根拠が示されていない。 「電力排出係数の低減」について、国で決まっている具体的な取り組みがあるのであれば記載すべきである。また、「国等との連携による削減対策」も同様である。	本計画p.81に示している温室効果ガス削減項目は、国の地球温暖化対策計画等との整合を図りながら、市域における削減の考え方を整理したものです。 ご意見にある通り、国においてはエネルギー政策や各分野の対策など、地球温暖化対策に関する具体的な取り組みが示されていますが、本計画は、そうした国の取組内容を詳細に列挙・説明することを目的としたものではありません。 本計画では、国の施策を前提条件として整理した上で、市として主体的に取り組む施策や、市域全体として目指す削減の方向性を分かりやすく示すことを重視しています。 このため、「国等との連携による削減対策」や「電力排出係数の低減」については、国の計画との整合を踏まえた削減の考え方として位置づけており、国の具体的施策を個別に記載することは行いません。
88	第5章 4 温室効果ガス排出量の削減目標等 (2) 対策を実施した場合の将来推計	p.81	電力を火力から再エネに切り替えれば大きな削減となり、それにはPPAの推進や蓄電池の導入が必要になると思う。 習志野市では食品製造の工場が多い感覚であるが、あと5年でいくつの工場に再エネ設備の導入ができるのか。そういった下地がなければここに示す目標数値に何の意味もない。それができるならば、産業部門の再エネ導入の目標を書きいただきたい。最低でも40%削減くらいの数値はほしい。	再生可能エネルギーの導入にあたって、実際にどのような場所で導入が可能かを検討することは重要であると認識しています。 一方で、計画案p.81に示している再生可能エネルギーの導入目標は、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、再生可能エネルギーによる削減がどの程度必要になるかを示したものであり、特定の事業所や業種における導入可能性を積み上げて算出したものではありません。 本計画における目標は、必ずしも具体的な導入計画を積み上げて設定するものに限らず、将来に向けて目指すべき望ましい姿や水準を示す役割も有しています。 そのため、個別の業種や事業所ごとの導入可能性を前提とした記載や、産業部門に限定した再生可能エネルギー導入目標の設定は行っていませんが、再生可能エネルギーの導入については、家庭・事業者及び行政を含め、様々な主体による取り組みを促進していきます。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
89	第5章 4 温室効果ガス排出量の削減目標等 (3) 温室効果ガス排出量の削減目標等	p.81	「市域における再生可能エネルギー設備の導入目標」について、6,200世帯は全世帯の何%に当たるのか、どのような対策を積み上げるとその数値が達成できるのかを明確に記載する必要がある。	6,200世帯については、一般的な戸別住宅の屋根へ太陽光発電設備を設置する場合の導入量4.5kWを前提としています。また、2025年11月現在、市域の世帯数は86,328世帯であり、6,200世帯は約7%程度となります。 しかし、世帯数は常に変動するほか、マンションやアパートなどの集合住宅、テラスハウスといった様々な住居形態を包括するものであることから、戸建住宅を前提とした数値を基に全世帯に対する導入割合を示すことは誤解を招く恐れがあります。また、6,200世帯という数値は、目標とする導入量の規模感を分かりやすく示すための参考情報として示しているものです。 本計画における目標は、必ずしも具体的な導入対策を積み上げて示すものではなく、将来に向けて達成を目指すべき望ましい水準を示す役割を担っています。そのため、本計画では再生可能エネルギー設備について導入の方向性を施策で示すに留めており、具体的な取り組みについては今後の施策の推進を通じて検討・実施していきます。
90	第5章 5 削減目標の達成に向けた取り組み (1) 省エネルギー化	p.82	事業所に対する省エネルギー化の取り組みが「補助制度等についての情報提供」に留まっているが、「事業所に向けて、省エネ法・温対法などの規制遵守、自社として省エネ、温暖化防止、SDGs等の取り組みの着実な推進を求めます」などと追記してはどうか。	省エネ法や温対法の遵守等は、事業者における地球温暖化対策として重要であると認識しています。 省エネ法や温対法などの法令の遵守については、国が制度を所管し、事業者が適切に対応すべき事項であることから、本計画に施策として記載する性質のものではありません。 一方で、事業者が自社の事業活動において省エネの推進や温室効果ガスの削減、SDGs等の取り組みを自主的に進めていくことは重要であり、本市としても協力などの呼びかけが可能な範囲となります。しかしながら、「取り組みの着実な推進を求めるとするご意見は取り組みの項目(1)～(3)のすべてにまたがるものであり、現在施策として記載する情報提供や啓発等の中に含まれるものと考えております。本市としては、事業者における自主的な取り組みを促進するため、引き続き情報提供や啓発の実施に努めてまいります。
91	第5章 5 削減目標の達成に向けた取り組み	p.82～89	「1 地球温暖化対策」～「4 温室効果ガス排出量の削減目標等」までと同様に、取り組みも部門別に決めた方が分かりやすい。全部作り直すべきである。	ご意見にある様に、現状把握までと同様に、施策や指標についても部門別に整理する考え方については理解できるものと考えていますが、本計画における施策は、家庭、事業者、運輸部門など複数にまたがる内容となっており、すべてを部門別に再構成することは、施策の全体像や相互関係を分かりにくくする恐れがあります。そのため、項目1～4に続け、項目5 削減目標の達成に向けた取り組みまでを一貫して部門別とする括りへの変更はいたしません。
92	第5章 5 削減目標の達成に向けた取り組み 市の取り組み	p.82～89	市民や事業者が取り組める環境をつくるのが市の役割であり、最初に大きく記載されるべきである。「情報提供を図る」にしても、youtubeやX、車などを活用して呼び掛けるのも手ではないか。出来る限り具体的な施策、またそれらに対する目標を記載すべきである。 また、「検討」で終わっているものは「取り組み」と認められない。	本計画は、習志野市の地球温暖化対策の方向性を示すことを目的とした計画であり、個別の取り組みについて、その実施手法などを確定して記載するものではありません。 計画案における「検討」という表現は、社会情勢や技術動向、市民・事業者の状況等を踏まえながら、より効果的な手法を選択し、段階的に取り組みを進めていくことを意図したものです。 ご意見の趣旨を踏まえ、本計画に基づき施策の検討を進めるとともに、具体的な取り組みについては今後の事業実施や進行管理の中で判断し、適切に展開してまいります。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
93	第5章 5 削減目標の達成に向けた取り組み	p.82~89	市民・事業者が計画に記載された取り組みを行えるよう環境整備を行うのは行政の仕事であり、そのことを前段で記載すべきである。	市の役割において、各主体が取り組みやすい環境整備が含まれていること、またその重要性は認識しております。 ご意見の趣旨については、本計画全体を通じた市の役割として位置づけており、今後の施策の検討・実施や進行管理の中での基本として、その考えを踏まえた計画の推進を行ってまいります。
94	第5章 5 削減目標の達成に向けた取り組み (2) 持続可能なエネルギーの導入	p.85~86	・「持続可能なエネルギーの導入」についてしっかり実施できるよう期待しており、大きなビルの新建築物には、ペロブスカイト太陽光電池の導入が積極的に推進されれば素晴らしいと思う。 ・一方、脱炭素社会の実現には水素の活用が一番ふさわしいと考えており、環境基本計画の中に「炭素に代わるエネルギー源としての水素の活用」を視野に入れておくことは必要だと思う。	水素は、将来的に温室効果ガスの排出削減に資するエネルギーとして位置づけられているものと認識しています。 一方で、脱炭素に資する水素の活用には、再生可能エネルギーの利用を前提とした製造や、輸送・貯蔵に係るインフラ整備、一定規模の需要の形成などが必要であり、現段階では地域において具体的な導入を進める段階にはないと考えています。本計画では、現時点で実現性が高く、着実な温室効果ガス排出量の削減につながる取り組みを中心に位置付けていることから、水素の活用については、国や千葉県の動向、技術の進展等を注視しながら、今後の検討課題としています。
95	第5章 5 削減目標の達成に向けた取り組み (2) 持続可能なエネルギーの導入	p.85~86	市民・事業者の取り組みについて、電気だけでなくガス・石油についても「再生可能エネルギーに切替可能な電化を検討し、それが難しい場合はガス事業者が提供するカーボンニュートラル都市ガス等への切替を検討します」と追記してはどうか。	近年、一部の都市ガス事業者において、カーボンオフセットの手法を活用したカーボン・オフセット都市ガスの供給が始まっていることや、そのほか合成メタン、バイオガス・バイオメタンなどの実証・開発が進められていることは認識しています。 一方で、現時点において一般家庭や事業者がそうした脱炭素な都市ガスを広く選択できる状況にはなく、また、その多くは排出量を相殺する仕組み(カーボンオフセット)によるものであることから、本計画において低炭素電力のように切替を促進する取り組みとして位置づける段階にはないと考えています。 本計画では、現時点で実効性が高く、広く選択可能な低炭素電力への切替の記載に留めていますが、都市ガスを含むエネルギーの脱炭素化に向けた取り組みについては、今後の技術動向や制度の進展を注視していきます。
96	第5章 5 削減目標の達成に向けた取り組み (3) 脱炭素なまちづくり	p.86	「エネルギーを効率的に使う建築物の普及」について、JR津田沼駅南口再開発のような大規模計画があることから、「大規模再開発に対しては、計画段階からデベロッパー等に環境負荷の少ない建物、エネルギーシステムの構築を求めます。市及び市民もその実現に向けて協働します」などと追記してはどうか。	JR津田沼駅南口再開発などの大規模計画は、市の温室効果ガス排出量の削減に影響を及ぼすものであると認識しております。 一方で、本計画p.86に示している「エネルギー効率の良い建築物の普及促進」は、市域全体における建築物の省エネルギー化に向けた基本的な方針を示すものであり、特定の開発事業や再開発計画を対象として要請や協働を明記する性格のものではありません。 本計画では、建築物の省エネルギー化や環境配慮の考え方を広く共有し、普及を図るという整理としており、大規模開発における環境配慮については、関係法令や個別事業の検討過程の中で事業者との協議を通じて対応を図っていきたいと考えます。
97	第6章 4 将来の気候変動影響と取り組み (1) 農業・林業・水産業 適応策	p.98	水質が悪化してから対策を検討するのではなく、日頃から検討を重ねておくべきである。ここは「対策を実行します」でなければならない。	水質の悪化を未然に防ぐため、日頃から備えておくことの重要性については認識しています。 一方で、気候変動に伴う水質の変化やその影響、また有効な対策については、地域や水域の特性のよって異なるほか、現時点では十分な知見が蓄積されていない面があります。 本計画では、水質の悪化が確認される場合には、最新の科学的知見や関係機関の情報を踏まえ、必要な対策を検討してまいります。

習志野市環境基本計画(案)パブリックコメント 提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目名	頁	いただいたご意見の概要	いただいた意見に対する市の考え方
98	第6章 4 将来の気候変動影響と取り組み (3) 自然生態系 適応策	p.100	高温のために街路樹の葉が枯れるなどの現象が多発しており、マロニエ通りの街路樹にも影響が及んでいる。松枯れだけでなく、マロニエ通りの木もよく見ていただき、そうしたことへの対策を記載することを要求する。	市道00-002号線(通称まろにえ通り)をはじめ、市内の街路樹については、植樹から年数が経過し樹木が老朽化しており、一部の樹木は伐採せざるを得ない状況が発生しております。 樹勢が衰えている要因としては、樹木の老朽化のほか、近年の猛暑や雨不足の影響によるものと考えておりますが、現時点では温暖化との因果関係を一概に示すことが難しい状況です。 本計画では、因果関係や影響が整理されている事項を中心に記載しており、街路樹については引き続き管理委託業者と連携を図り状況の把握に努めながら、施策への位置づけについては今後の検討課題としていきます。
99	第7章 1 計画の推進体制	p.105	この計画における取り組みと目標に責任を負っているのは習志野市であり、市民や事業者が安心して取り組みに邁進できる環境づくりに努めなければならない。そのため、「習志野市」は「市民・市民団体」及び「事業者」を包含する形で大きな円の中に収め、円を一つ追加し、市の役割について記載願いたい。	本計画は市が責任をもって推進していく計画であり、その達成に向けては市が中心となり、各主体と連携・協働して取り組んでいくことが重要であると認識しています。P.105に示している図は、計画の推進に関わる各主体の関係性や役割分担を分かりやすく示すことを目的としており、それぞれの主体が役割を担いながら協働していく考えを表現しています。 ご意見の趣旨である、市が計画の推進に責任を持ち、各主体が取り組みやすい環境づくりを進めていくという考え方については、今後の施策の検討・実施や進行管理の中での基本として、その考えを踏まえた計画の推進を行ってまいります。
100	第7章 1 計画の推進体制 (2) 市民・事業者・市民団体との協働	p.106	現在の(2)を(3)へ変更し、新たな(2)に以下を記載願う。 (2) 市の役割 市民・事業者・市民団体に対して計画の推進に係る取り組みがしやすい環境を整えます。ステークホルダーである市民・事業者・市民団体の声をよく聞き、審議した上で施策に反映します。	ご意見の通り、本計画の推進に当たっては多様な主体が主体的に取り組める環境づくりが重要であると認識しています。 本計画においては、関係主体との連携や協働を通じて計画を推進することを基本的な方針としており、市民等の意見を踏まえながら施策を展開していくことを想定しています。 ご提案の趣旨については、本計画の推進にあたって十分に留意し、今後の施策の検討・実施や進行管理の中で各主体の声を把握し、必要に応じて施策へ反映してまいります。